【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する通知

【発布機関】中国人民銀行上海本部 【発布番号】銀総部発[2014]23 号 【発布日】2014-02-25 【実施日】2014-03-01 【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

## 中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する中国人民 銀行上海本部の通知

## 銀総部発[2014]23号

国家開発銀行、各政策銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行上海(市) 分行、上海銀行、上海農商銀行、その他の各法人商業銀行上海分行、上海市各外資銀行、上 海市各村鎮銀行、上海市各財務会社、金融リース会社、自動車金融会社宛:

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)における金利自由化改革を着実に推進するため、「中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見」の精神に基づき、人民銀行総行の許可を受けて、人民銀行上海本部は2014年3月1日から試験区内での小口外貨預金金利の上限を自由化することを決定した。ここに関連要求を以下のとおり通知する。

- 一、金融機関は、「中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する実施意見」(別紙)の要求に基づき、外貨金利確定メカニズムの構築を強化し、関連管理制度を整備しなければならない。
- 二、金融機関は、リスク防止管理メカニズムを確立し、リスク防止承諾書、リスク自己評価報告書、リスク管理措置、関連制度の構築などの内容を速やかに当行本部の通貨貸付管理部門へ届出申告を行わなければならない。
- 三、金融機関は、試験区における外貨預金統計業務を適切に行う以外にも、外貨預金金利の日毎の申告制度を構築し、時間どおりに外貨業務モニタリング表に記入の上、当行本部金利管理システムへ提供しなければならず、外貨預金値決めの大幅な調整及び大口資金の振替などの異常な変動については速やかに報告しなければならない。

四、金融機関は、リスク防止管理を的確に行い、政策の要求に基づき業務を実施しなければならない。当本部は、動態モニタリング及び検査体制を構築して、検査を強化する。上述の規定及び要求を履行できない金融機関については、当本部は内部警告、公開批判、是正命令を行

った上、マクロ健全性管理ツールを運用して処理し、最終的には業務停止などの臨時的規制措置を講じる。

以上のとおり、ここに通知する。

別紙:中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する実施意見

中国人民銀行上海本部

2014年2月25日

別紙:

中国(上海)自由貿易試験区での小口外貨預金金利上限を自由化することに関する中国人 民銀行上海本部の実施意見

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)における外貨金利自由化改革の着実な推進、金融機関の外貨金利確定メカニズム構築の強化、市場の需要供給により決定される外貨金利形成メカニズムの整備、試験区金利自由化の「先行試行」措置の効果的な実施、「コピー可能、普及可能」の経験の形成を図るため、「中国人民銀行による中国(上海)自由貿易試験区建設への金融支持の意見」の精神と中国人民銀行総行の具体的な要求に基づき、人民銀行上海本部は試験区における小口外貨預金金利の上限を自由化することを決定した。

第二条 試験区における小口外貨預金金利の上限を自由化した後、上海地区の金融機関は区内居住者の外貨預金について自己裁量で金利を確定する。区内居住者には、試験区内で法に従って設立された中外資企業事業法人(金融機関を含む)、試験区内で登録登記されているが法人資格を取得していない組織、その他の組織、外国法人機構が試験区に設置した機構及び試験区内で就労して1年以上が経過した国内個人が含まれる。

第三条 金融機関は、外貨預金の自主的値決め能力の育成と向上に注力し、市場の需要供給に基づき、外貨預金金利を合理的に確定し、財務の厳格な制約を強化し、特色あるサービスのレベルを引き上げなければならない。科学的で合理的な値決め戦略及び金利確定方式を確立し、相応する管理方法を制定しなければならない。金利の確定方式には資金コスト、費用及び顧客の利益貢献度を合理的に体現できるようにし、合理的且つ正確にリスクプレミアムを反映できるようにすることで、特色ある綿密な値決めのために有効な根拠を提供しなければならない。

第四条 金融機関は、試験区における外貨預金金利リスク管理体系を確立しなければならない。金利リスク管理体系には主に、金利リスクの管理目標、管理組織体制、金利リスクの評

価方法、金利リスクの限度額の確定を含むものとし、負荷テスト実施意見及びリスク管理措置などを制定しなければならない。

第五条 金融機関は、国内外の金融市場の金利及び為替レートの動きに十分な注意を払い、 外貨金利の変動動向を合理的に予測し、区内外の金利差の変動が外貨資金の流動に及ぼす 潜在的な影響を科学的に評価し、金利変動のリスク対策方案を適切に実施しなければならない。

第六条 試験区内の居住者企業は口座開設時に登記登録証明文書を提出しなければならない。居住者個人は口座開設時に勤務先の在職証明を提出しなければならない。金融機関は試験区の顧客資格審査細則を制定して、口座開設基準を厳格にし、虚偽の身分証明書を利用しての業務取扱いによる資金流用・利益獲得という規則違反行為がないよう備えなければならない。

第七条 金融機関は、試験区における外貨預金金利のモニタリング分析体制を構築し、要求通りに「上海自由貿易試験区外貨業務モニタリング表」(様式は中国人民銀行上海本部金利管理システムからダウンロード可)に記入し、速やかに人民銀行上海本部金利管理システムへ提出した上、異常な取引については追跡分析を行い、モニタリング報告書を提出しなければならない。

第八条 金融機関は、制定した関連管理方法(外貨金利確定の管理弁法、リスク管理体系及びモニタリング分析体制などの内容が含まれる)を速やかに人民銀行上海本部へ届出申告を行わなければならない。

第九条 人民銀行上海本部は、政策実施後の区内の外貨金利変化状況を密接に追跡分析 し、市場の発展動向を検討評価し、複数のツールを総合運用して効果的にリスクを防止し、改 革を推進すると同時に分散不能リスクを生じさせないデッドラインを保持する。

第十条 金融機関はリスク防止管理を的確に行い、政策要求に基づき業務を実施しなければならない。人民銀行上海本部は動態モニタリング及び検査メカニズムを確立し、検査を強化する。上述の規定及び要求を履行できない金融機関については、人民銀行上海本部は内部警告、公開批判、是正命令を行った上、マクロ健全性管理ツールを運用して処理し、最終的には業務停止などの臨時的規制措置を講じる。